

第3章 一般廃棄物処理体制の復旧と処理再開

第1節 一般廃棄物処理体制

1. ごみ処理体制

東日本大震災の震災ごみ等の処理について記述する前に、本市における通常時のごみ処理体制（平成22年4月時点）について説明する。

(1) 処理体制

本市におけるごみの分別及び収集形態は、表3-1-1のとおりである。

生活ごみは、臨時ごみを除き、委託により収集し、その全量を市が処分している。

事業ごみは、排出者責任を原則とし、事業者自らの運搬または許可業者との契約による収集・運搬とし、缶・びん・ペットボトル等の一部を除き市が処分している。

犬猫等の死体は、委託または自己搬入により収集し、その全量を市が処分している。

表3-1-1 ごみの分別形態及び収集形態

分別形態				収集形態	
生活ごみ	定日収集生活ごみ	家庭ごみ	週2回	有料	委託業者により収集
		プラスチック製容器包装	週1回		
		缶・びん・ペットボトル	週1回	無料	
		廃乾電池類	週1回		
		紙類	月2回		
		粗大ごみ	2週1回		
	臨時ごみ			有料	直営または許可業者により収集
自己搬入			—		
事業ごみ	可燃ごみ		自己搬入または許可業者により収集		
	不燃ごみ		自己搬入または許可業者により収集		
	缶・びん・ペットボトル		自己搬入また許可業者により収集		
	紙類		許可業者により収集		
	自己搬入		—		
の 死 体 等	犬猫等		自己搬入もしくは委託業者により収集		
	自己搬入		—		

ア 家庭ごみ

家庭ごみは、「プラスチック製容器包装，缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類，紙類」以外のもので、一番長い部分がおおむね30cm以下のものであり、30cmを超える場合は粗大ごみ、多量に排出する場合は臨時ごみとして収集する。なお、個別リサイクル法等に基づき、引取り等について事業者に義務付けられているもの、並びに、廃油、タイヤ、バッテリー等の本市処理困難物等は、販売店等に対して排出するよう指導している。

また、家庭ごみは、市全域で週2回定日収集し、平成20年10月から有料化を導入している。市民は、本市が製造した有料指定袋（大45ℓ，中30ℓ，小20ℓ，特小10ℓの4種類）を本市と契約する販売店（スーパーマーケット，コンビニエンスストア等）から購入することにより、市にごみ処理手数料を支払うこととなる。

指定袋により排出された家庭ごみは、委託業者により収集・清掃工場へ搬入された後、順次焼却処理している。

イ プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき、平成14年4月から市全域で週1回の定日収集を開始し、平成20年10月から有料化を導入している。指定袋は3種類（大45ℓ、中30ℓ、小15ℓ）あり、販売方法等は、家庭ごみ用指定袋と同じである。

指定袋により排出されたプラスチック製容器包装は、家庭ごみと同じ委託業者により収集され、新港リサイクル(株)本社工場プラスチックベール化施設（宮城野区港）に運ばれた後、異物を取り除いて選別・圧縮・梱包され、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）が委託する再商品化事業者に取り取られ資源化されている。なお、新港リサイクル(株)に対しては、施設整備も含めた選別業務を委託している。

ウ 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類

ごみの減量と再資源化を図るため、昭和59年10月から市内の9割の地域を対象に月1回、缶・びんの分別収集を開始した。その後収集地域・収集回数を拡大し、平成5年10月からは市全域で週1回の定日収集とした。また、平成9年10月からはペットボトルの分別収集も開始している。

現在、容器包装リサイクル法に基づく分別収集として位置づけ収集した缶・びん・ペットボトル等は、鉄・アルミ・生きびん・3種類のカレット・ペットボトルなど素材や色別に選別され、指定法人が委託する再商品化事業者等によって引き取られ、資源化されている。

廃乾電池は専用のドラム缶に保管後、民間の資源化業者に委託し、水銀と金属の処理及び資源化を行っており、また、廃蛍光管についても、民間の資源化業者に委託し、資源化している。

エ 紙類

ごみの減量と再資源化を図るため、家庭ごみ等有料化の導入と同時の平成20年10月から、ごみ集積所を利用した古紙類（新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、雑がみ）の月2回の定日収集を開始した。ごみ集積所に排出された紙類は委託業者が直接回収し、市内の古紙問屋に搬入され資源化されている。

オ 粗大ごみ

粗大ごみは、平成13年4月から有料による戸別収集を行っている。粗大ごみは、粗大ごみ処理施設により破碎処理後、磁力による選別等を行い、鉄及びアルミを回収し、資源回収業者に引き渡し資源化している。

カ 事業ごみ

事業ごみは、昭和44年8月に収集を市の直営から切り離し、排出事業者自らの責任において処理することとした。これにより、事業者は自己処理または処理施設へ自己搬入もしくは許可業者に収集運搬を委託している。

キ ごみ処理フロー

本市におけるごみの処分の形態は、図 3-1-1、また、平成 21 年度のごみ処理フローの実績は、図 3-1-2 のとおりである。ごみ総量 366,785t のうち、資源化施設や粗大ごみ処理施設での選別などを経て 316,591t を焼却処理するとともに、44,808t を資源化し、5,386t を埋立処分している。また、焼却により生じた焼却灰 45,052t についても埋立処分している。

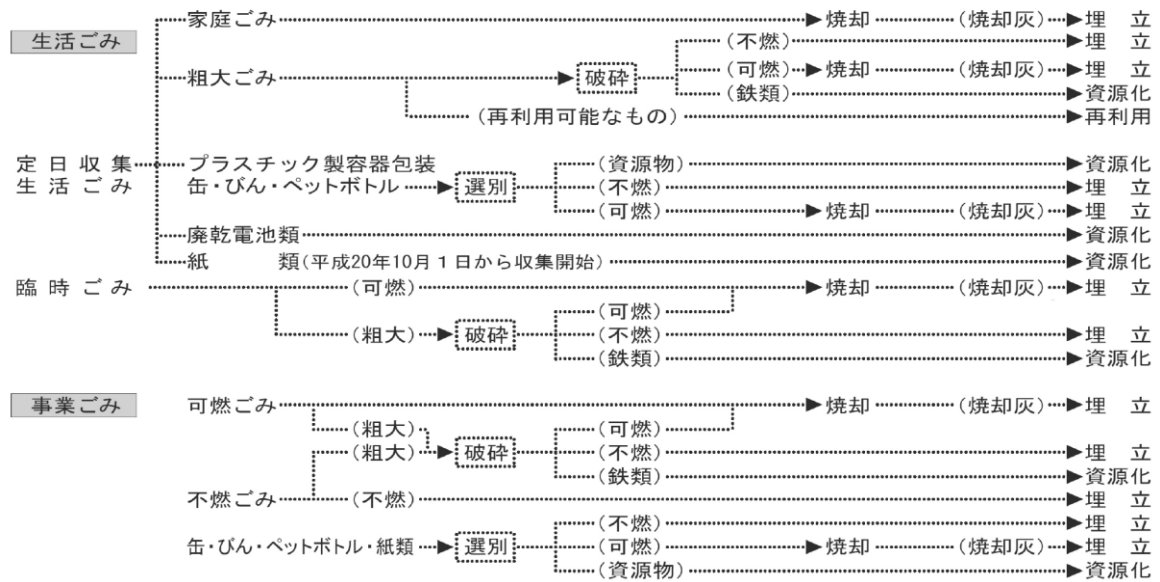


図 3-1-1 ごみの処分形態 (平成 21 年 4 月)

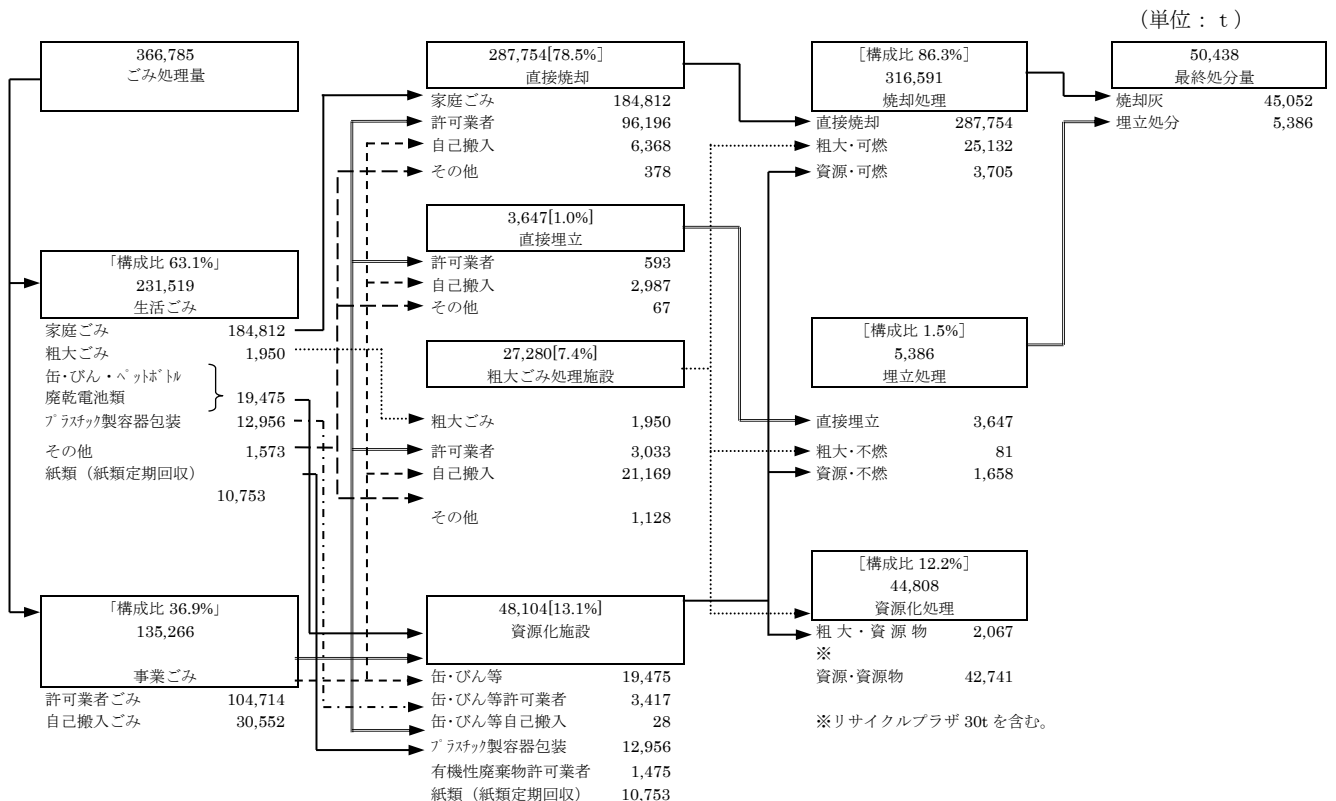


図 3-1-2 ごみ処理フロー (平成 21 年度)

(2) ごみ処理施設

ごみの焼却処理は、今泉、葛岡、松森の3工場体制で行っている(表3-1-2)。また、焼却灰及び不燃物の埋立処分は、石積埋立処分場で行っている。

これらの施設を含む市のごみ処理施設等の位置図は図3-1-3のとおりである。

表 3-1-2 焼却施設一覧

施設名 区分	今泉工場	葛岡工場	松森工場
所在地	若林区今泉字上新田103	青葉区郷六字葛岡57-1	泉区松森字城前135
着工 / 竣工	昭和58年1月 / 昭和60年12月	平成3年12月 / 平成7年8月	平成12年12月 / 平成17年8月
敷地面積	90,630㎡	95,481㎡	33,924㎡
建物延床面積	17,132㎡	26,282㎡	45,414㎡
炉形式	全連続燃焼式ストーカ・ロータリーキルン炉	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
プラントメーカー	日本鋼管㈱	日立造船㈱	三菱重工業㈱
処理能力	600t / 24h (200t / 24h × 3炉)	600t / 24h (300t / 24h × 2炉)	600t / 24h (200t / 24h × 3炉)
付帯設備等	自家発電設備(出力3,500kw) ろ過式集じん器(バグフィルター) 塩化水素ガス除去装置(乾式)	自家発電設備(出力9,000kw) ろ過式集じん器(バグフィルター) 塩化水素ガス除去装置(乾式)	自家発電設備(出力17,500kw) 触媒反応装置 ろ過式集じん器(バグフィルター)
余熱利用	場内給湯・冷暖房・発電(売電) 電気・温水供給(若林環境事業所、リサイクルプラザ、粗大ごみ処理施設) 電気・蒸気供給(温水プール)	場内給湯・冷暖房・発電(売電) 電気・温水供給(青葉環境事業所、粗大ごみ処理施設、資源化センター) 電気・蒸気供給(温水プール、リサイクルプラザ) 電気供給(葛岡斎場)	場内給湯・冷暖房・発電(売電) 電気・高温水供給(工場関連市民利用施設) 構内ロードヒーティング
			

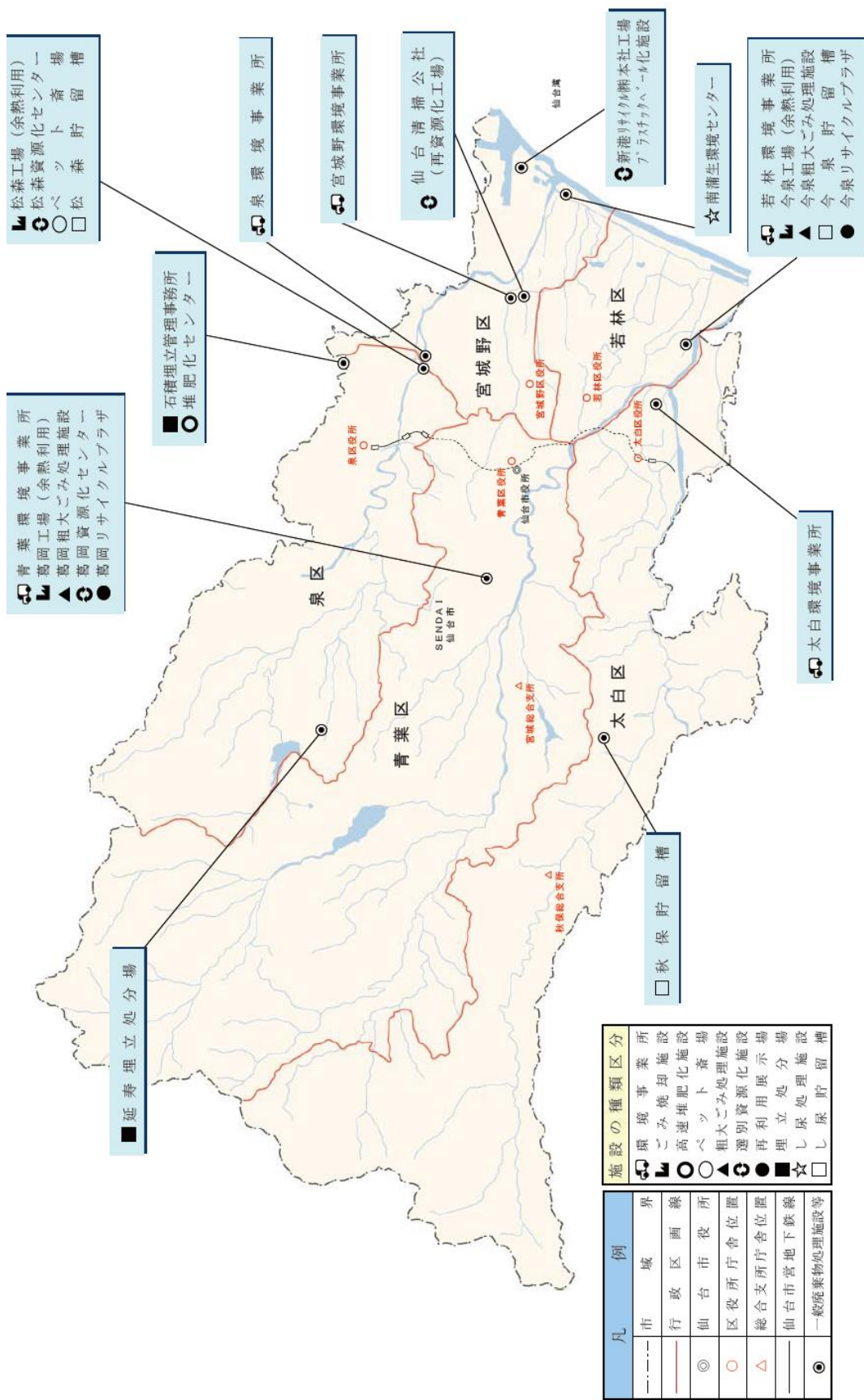


図 3-1-3 仙台市一般廃棄物処理施設等位置図

2. し尿処理体制

(1) 処理方法

し尿の処理方法を排出者側から大別すると、水洗とくみ取りに分けられるが、本市における処理方法別に分類すると表 3-1-3 のとおりである。

水洗し尿は、自然流下により公共下水道や浄化槽により処理されるが、くみ取りし尿は、委託業者 8 社（仮設トイレのし尿は、平成 13 年 4 月から許可業者 8 社）により収集し、貯留槽に搬入した後、委託業者 3 社により南蒲生環境センター（し尿処理施設）に後方輸送して処理している。

なお、浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業許可業者 21 社が収集し、ほぼ全量を南蒲生環境センターに搬入し処理している。また、公設・公管理浄化槽の汚泥は、委託業者が収集・運搬を行っている。

表 3-1-3 し尿処理の方法（処理方法別）

処理区分	処理対象			仙台市における位置付	処理施設
	し尿	雑排水	雨水		
公共下水道	○	○	○	・南蒲生処理区 ・宮城処理区 ・秋保温泉処理区 ・定義処理区 ・上谷刈処理区 ・仙塩処理区 ・阿武隈川下流処理区	・南蒲生浄化センター ・広瀬川浄化センター ・秋保温泉浄化センター ・定義浄化センター ・上谷刈浄化センター ・仙塩浄化センター ・県南浄化センター
コミュニティ・プラント 地域し尿 処理施設	○	○	×	・地域下水道	・みやぎ台ニュータウン 汚水処理場
合併処理 浄化槽	○	○	×	その他の合併 処理浄化槽	・新川団地汚水処理場 ・新川別荘団地汚水処理場
				・住宅等浄化槽 ・その他	・各合併処理浄化槽
				・農業集落排水施設	・小在家クリーンセンター 他14施設
単 独 処 理 浄 化 槽	○	×	×	・単独処理浄化槽	・各単独処理浄化槽
し 尿 処 理 施 設	○	×	×	・し尿処理施設	・南蒲生環境センター

(2) 処理体制

収集したし尿は、市内 3 か所に設置した貯留槽（今泉・松森・秋保）に搬入後、大型バキューム車により南蒲生環境センターに後方輸送し、浄化槽汚泥についても、南蒲生環境センターへ直接搬入し、全量脱水処理を行っている（分離液は南蒲生浄化センター（下水道終末処理場）にて処理後海域へ放流）。脱水汚泥は、堆肥化センターにて資源化処理している（図 3-1-4）。

平成 21 年度のし尿・浄化槽汚泥の収集量は 26,587 kℓで、対象人口は 28,043 人である（表 3-1-4）。

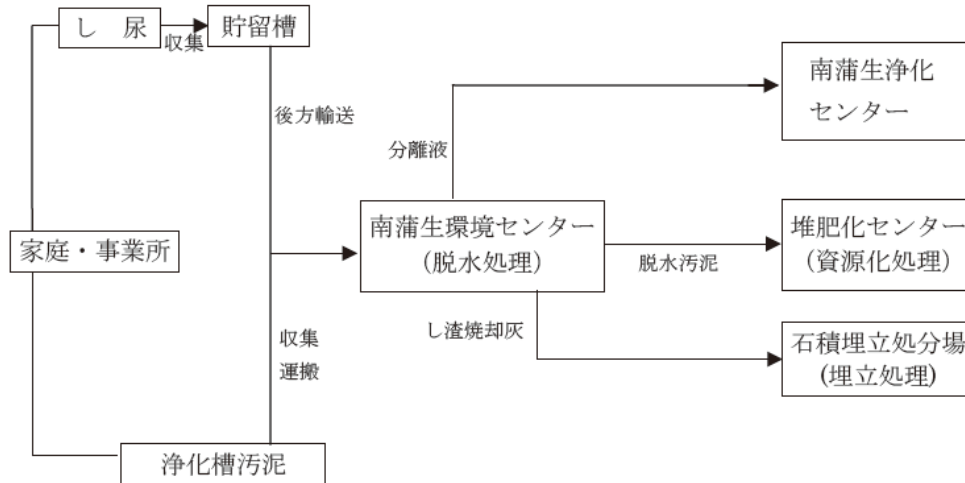


図 3-1-4 し尿の処理形態 (平成 21 年 4 月)

表 3-1-4 し尿等処理量 (平成 21 年度)

本市の人口 (平成 22 年 3 月 31 日)	1,031,904 人
し尿等年量 (し尿及び浄化槽汚泥)	26,587 kℓ
し尿年量	16,148 kℓ
くみ取り収集人口	10,766 人
浄化槽汚泥年量	10,439 kℓ
浄化槽人口	17,277 人

第2節 避難所ごみ・し尿の収集

発災後、随時避難所が開設されたため、避難所で発生するごみ・し尿の早期収集が必要となった。

1. 避難所ごみの収集

(1) 実施方法

葛岡工場は、発災3日後の3月14日に焼却炉を立ち上げたことから、3月14日から環境事業所及び委託業者により、避難所ごみ収集を開始した。3月16日からは、京都市の応援を得て行った。

(2) 実績

表 3-2-1 収集運搬量及び避難所、避難人数の推移

月日	仙台市全5区			
	収集運搬量	避難所数	避難人数	
3月	11日	0.00	172	70,507
	12日	0.00	266	105,947
	13日	0.00	286	102,433
	14日	34.42	288	97,260
	15日	24.66	247	70,431
	16日	31.17	232	52,225
	17日	29.71	206	32,568
	18日	42.71	184	27,291
	19日	34.35	155	20,176
	20日	35.45	134	13,631
	21日	42.67	125	11,420
	22日	49.69	109	8,623
	23日	48.39	101	7,383
	24日	21.49	94	6,430
	25日	17.26	90	5,978
	26日	30.16	83	5,593
	27日	4.12	78	5,163
28日	21.61	75	4,747	
29日	10.57	71	4,372	
30日	13.55	70	4,197	
31日	15.86	67	4,051	
4月	1日	16.19	54	3,744
	2日	22.65	52	3,670
	3日	7.96	50	3,603
	4日	16.93	46	3,360
	5日	11.61	44	3,201
	6日	5.04	44	3,170
	7日	3.03	44	3,093
	8日	7.54	46	3,165
	9日	12.04	44	2,964
	10日	18.32	34	3,063
	11日	9.32	31	2,829
	12日	3.71	31	2,823
	13日	4.77	30	2,774
	14日	5.22	30	2,718
	15日	5.00	29	2,533
計	657.17	-	-	

表 3-2-2 各区最大収集避難所数及び収集量

区	最大収集 避難所数	収集量 (kg)
青葉区	82 か所	68,560
宮城野区	38 か所	140,890
若林区	41 か所	220,140
太白区	30 か所	36,910
泉区	22 か所	20,860
合計	213 か所	487,360

(3) 課題と対応

限られた燃料で効率よく収集作業を行うためには、避難所開設情報を基に収集計画を策定する必要があった。そのため、区役所から避難所リストを入手し、委託業者とともに翌日分の収集計画を策定した。

(4) 将来に向けた課題等

入手した避難所リストには、記載漏れや新規開設・閉鎖、避難人数等が的確に反映されていなかったため、収集が滞った場面もあった。そのため、現場で得た情報を共有し、臨機応変に対応することが必要である。

また、避難所ごみは、毛布等の処理も必要になってくることから、通常的生活ごみ原単位の1.5倍はあることを考慮する必要がある。

2. し尿の収集

(1) 実施方法

避難所の衛生的な環境を確保するため、震災翌日の3月12日から避難所リストを基に収集を開始した。収集に当たっては、委託業者4社に対して、震災当日は直接対面にて、その後は毎日来庁させ情報交換のうえ指示を行った。しかし、委託業者4社は、3月15日からはし尿の定日収集を開始することになったことから、3月14日から応援に来ていた横浜市（バキューム車大型1台、中型2台）及び新潟市（バキューム中型5台）の応援隊に本業務を依頼することとなった。

なお、避難所の仮設トイレの衛生的な環境を維持するため、業務は土日を含む毎日実施することとした。

(2) 実績

避難所等の仮設トイレのし尿収集運搬は、避難所からの要望は若干あったものの、苦情はなく、円滑に遂行された。

(3) 課題と対応

委託4業者と他都市の応援隊との合同作業終了後も対象指定避難所の開設は増えていき、土地勘のない応援隊のみで円滑に作業できるかが課題となった。そのため、最初の3日間程度は委託業者と合同で収集運搬業務に従事していただいた。

また、閉鎖する避難所についても、最終作業等の情報提供が必要であった。そのため、毎日作業終了後の夕方から夜間に、本市全図や詳細な地図等を用いた詳細な情報提供及び当日の作業状況の報告関係の打合せを行い、円滑に作業を行える環境を整えた。

(4) 将来に向けた課題等

指定避難所等におけるし尿収集運搬業務については、今回は速やかな他都市の応援を得て、順調に遂行できたが、他都市の応援を迅速に得られない場合の収集体制を事前に検討しておく必要がある。

第3節 ごみ処理の再開

1. ごみ処理施設の復旧

(1) 実施状況

ア 今泉工場

震災翌日、工場外部の建物外観及び用水・燃料・薬品類等の被害状況の確認作業を開始し、受電を開始した3月15日から工場内の仮補修に着手した。

焼却炉全3炉のうち、1号炉は3月16日、2号炉は3月18日、3号炉は3月22日に立ち上げ、1号炉は3月17日、2号炉は3月19日、3号炉は3月23日に運転を再開した。

地震動による工場建物周辺の沈下、段差の発生及び舗装面のひび割れは、舗装打換え・オーバーレイ工法により復旧した。工場棟ランプウェイの梁及び外壁等に欠損・クラックが生じた部分は、補強・補修等により復旧した。また、AS舗装面に段差が生じた部分については、舗装打ち換えにより復旧した。



写真 3-3-1 建物周辺の地盤沈下復旧



写真 3-3-2 建物周辺の地盤沈下復旧



写真 3-3-3 舗装の復旧状況



写真 3-3-4 ランプウェイの梁欠損及び鉄筋復旧状況

イ 葛岡工場

震災翌朝、管理棟と電話交換機への仮設電源を設置し、焼却炉を立ち上げる際に必要となるA重油を温存するため非常用発電機を停止した。

運転委託業者とともに工場外部より建物外観・外構の確認、各機器の点検を開始し、用水・燃料・薬品類等の被害状況と残量の確認を行い、蒸気復水器の建屋上部にある可動屋根の応急的な仮補修を行った。

3月13日に受電を開始し、焼却炉全2炉のうち、1号炉は3月14日、2号炉は3月18日に立ち上げ、1号炉は3月14日、2号炉は3月19日に運転を再開した。

ウ 松森工場

震災当日22時頃に非常用発電機の燃料がなくなり、全停電となったため、ポータブル発電機にて非常用照明を準備し、運転委託業者とともに被害状況調査を行った。焼却炉室内は点検歩廊が多数脱落しており、通路の安全確認を行う必要があったことから、点検は順調に進まなかった。

被害状況の詳細調査及び復旧工事は、被害が広範囲に及んだことからプラントメーカーに協力を依頼した。

3月13日に受電を再開したものの、他工場に比べ被害が大きく、炉立ち上げ燃料として使用する都市ガスの早期復旧が見込めなかったことから、再稼働の見通しが立たない状況であった。

また、4月7日の余震により、復旧作業中の設備等が再度損傷を受けるとともに、新たに工場棟外壁のALC板が大規模に脱落したことから、当初予定していた4月9日の運転再開を延期し、再度施設の点検、補修を行うこととなった。

焼却炉全3炉のうち、3号炉は4月15日、2号炉は4月19日、1号炉は4月23日に立ち上げを開始し、3号炉は4月17日、2号炉は4月21日、1号炉は4月24日に運転を再開した。

エ 石積埋立処分場

受電設備であるキュービクル内の動力用変圧器の絶縁部品の破損を復旧するため、メーカーの工場に当該変圧器を搬出し修理を行った。

オ 松森資源化センター

缶・ビン・ペットボトル等の収集再開に間に合わせるため、複数の業者に施設復旧を依頼し、早期復旧に努めた。

(2) 課題と対応

ア 清掃工場

(ア) 燃料の確保

今泉工場では日頃から燃料（重油）使用后、必ず燃料タンクを満タンにしていたため、炉の立ち上げに必要な燃料は確保出来ていた。

葛岡工場では、非常用発電機に燃料を使用したことから、炉立ち上げ時の燃料は1炉分しか残っていなかった。2炉目の立ち上げに必要な燃料は、手配の業者及び今泉工場から提供を受けた。

松森工場では、場内の節電などにより非常用発電機の燃料消費量を節約したが、当日の22時に全量を消費した。その後の燃料の手配については、3月13日に受電を開始したこと、炉の立ち上げ燃料として使用する都市ガスの復旧も遅れることとなった（3月31日）ことから、他工場への納入を優先させることとした。

(イ) 各種薬品の確保

震災や津波の影響により、近隣の薬品製造所及び貯留所が被害を受け、通常の調達ができない状況となり、日本海沿岸や被害を受けなかった地域から入手することとなった。また、出荷地の所轄警察署あてに市長名の「発注書」を発行し、指定車両しか通行できない高速道路等を優先して通行できるように手配した。

なお、薬品の契約は単年度契約であったが、当時の契約者の了解を得て、翌年度新たな契約更新時までの間は、同じ条件（単価）で継続して購入できることになった。

(ウ) 施設復旧

葛岡工場は、2炉目を稼働させるために漏水した脱気器給水タンクを復旧させる必要があったが、運転委託業者の協力もあり、3月16日に修復を完了した。

また、タービン排気蒸気の冷却温度調整に欠かせない可動屋根の復旧は、プラントメーカー、地元業者の協力により早期に仮復旧することができた。

松森工場は、他工場に比べ被害が大きく、復旧の優先順位等作業計画を立てることに大変苦慮したため、本市、運転委託業者、プラントメーカー間にて合同会議を実施し、円滑に施設復旧が進むように調整を図った。

中でもごみクレーンの脱輪により、ごみの受入が出来なくなったことから、ごみクレーンの早期復旧を第一とした。余震が起こる厳しい状況であったが、ジャッキを使用することにより復旧した。併せて、地震動による再度の脱輪を防止するため、脱輪防止金具を取り付け、破断した配管類は、ルート、固定方法等を変更した。

これらを含めた復旧は、プラントメーカーが全国から資機材調達、人員確保を行うことにより、可能となった。

また、松森工場では炉立ち上げ時に都市ガスを使用しているが、灯油を代替燃料として使用することが可能であるため、灯油を使用する場合の手順について確認した。

イ 石積埋立処分場

変圧器の修理は、メーカーの工場へ搬出して行うこととなった。排水処理施設の動力電源を失うこととなるが、使われていない既存の動力用変圧器が残っていたことから、これを仮設用として利用することにより、排水処理施設の長期停止を免れることができた。

(3) 将来に向けた課題等

地震による停電時に焼却炉や発電設備を安全に停止させるためには、非常用発電機により電源を確保し、作業を行う必要があることから、緊急時に備え、日頃から非常用発電設備の点検整備を行わなければならない。

また、燃料確保も課題となったことから、日頃から燃料タンクを十分に補充しておくなどの対策が必要である。

松森工場は広範囲に大規模な被害を受けたため、調査・点検・復旧はプラントメーカーに頼ることとした。当初は交通網が寸断された状況の中、調査の人員手配もままならなかった。また、宿泊施設を確保することが困難であったため、遠方からの作業員を集めることに苦慮した。日頃から地元業者の育成に心がけてはいたが、今後一層地元業者を育成し、速やかな対応が取れるようにする必要がある。

さらに、松森工場は、建物と周辺の地盤が当時の地震動の周期に対して、ともに揺れやすい特性を有していたことから、他の工場に比べて被害が大きくなった。今後、新たに施設を建設する場合は、建物や地盤の共振周波数等を考慮して計画を進める必要がある。

2. ごみ収集運搬の再開

(1) 概要

収集運搬の再開に当たっては、委託業者及び環境局の各環境事業所がごみ集積所、近隣住民の居住状況や道路状況を調査し、収集エリアを順次決定していった。

なお、津波被災地区については、住民が避難所等に避難しており、がれき等に覆われていた状況だったので、収集は行わなかった。

(2) 実施方法

ア 家庭ごみの収集運搬

発災後は、通信網の途絶や輻輳により各環境事業所や委託業者との連絡手段が限られたが、委託業者の環境局への自主参集もあり、収集体制の早期立ち上げの見通しが立った。このことから、環境局にて連日定期的に打合せを行い、収集運搬に関する協議や確認を行った。

家庭ごみの収集については、震災4日後の3月15日から定日収集を再開する目処がたったため、市民に対し周知を行った。

なお、家庭ごみ等の指定袋は、保管庫が津波による被害を受け、流通させることができなかったため、各家庭にて指定袋がなくなった場合は、暫定措置として4月末まで指定袋以外での排出を認め、その際には、中身が確認できるよう、なるべく透明または半透明の袋を使用するよう周知した。

イ プラスチック製容器包装の収集運搬

プラスチック製容器包装の異物を取り除き選別・圧縮・梱包を行う新港リサイクル(株)本社工場プラスチックベール化施設が、津波により工場の全設備が冠水し、事務所も1階部分が半壊するなど、甚大な被害を受け、操業停止となった。復旧までには当初3～4か月要すると見られていたが、本市から新港リサイクル(株)に早期復旧の要請を行い、4月25日よりベール化施設の操業再開が可能となったことから、同日より収集運搬を開始した。

なお、プラスチック製容器包装は家庭ごみのような腐敗性がないため、工場の操業再開まで収集運搬を休止し、市民には家庭内での保管を依頼した。

ウ 缶・びん・ペットボトル等、紙類の収集運搬

缶・びん・ペットボトル等については3月29日から、紙類については4月4日から収集を再開した。

缶・びん・ペットボトル等及び紙類についても、プラスチック製容器包装と同様に腐敗性がないことから、委託業者が収集車両の燃料を安定的に確保できるまで収集運搬を休止し、市民には家庭内での保管を依頼した。

資料 3-3-1 家庭ごみ等の広報

記者発表資料
平成23年3月19日
(担当)環境局総務課企画係
(内線)735-3415
(直通)214-8219

市民・事業者の皆様へ ごみの出し方のお願いです

1.【家庭から出るごみ】家庭ごみの収集以外は実施していません

3月15日から家庭ごみの収集を再開しましたが、一度に大量のごみが出たことや、今なお修復作業中の焼却工場もあることから、現在、ごみ処理が追いつかない状況です。

紙類・プラスチック製品・ガラス・せものなど、いたまない（腐らない）ものはご家庭内で一時仮置きしていただくなど、できるだけ一度に出す家庭ごみを少なくしてくださいませよう、ご協力をお願いします。

- プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル類、紙類は現在のところ収集の目処が立っておりません。収集再開を急いでいますが、分別の上、もうしばらく各家庭での保管をお願いします。
- 有料の指定袋が無くなった場合は、当面、指定袋以外で搬出してもよいこととしました。その際は、中身が確認できるよう、なるべく透明又は半透明の袋で出してください。
- 事務所・店舗などから出る事業ごみは、家庭ごみの集積所へは出さないでください。

2.【引越しごみ】ごみの出し方のお願いです

収集車両の燃料不足により、戸別収集に対応できません。引越し業者へ相談していただくか、または、燃えるもの・燃えないものに分けて各自ごみ仮置き場（※）へお持ち込み願います。ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご協力をお願いいたします。

—ごみ仮置き場—

- 【時間】 午前9時から午後4時30分（土・日曜日も受け入れます）
- ※ 燃えるもの・燃えないものに分けて出してください
 - ※ 工場や埋立処分場への自己搬入はできません。ごみ仮置き場へお持ち込みください。
 - ※ 現場担当者をご案内しますので、ルールをお守りください。
 - ※ 搬出作業のため、お待ちいただくことがあります。
- 【場所】 青葉区 : 西花苑公園野球場（青葉区西花苑1丁目）
宮城野区 : 鶴ヶ谷中央公園東側（宮城野区鶴ヶ谷6丁目）
若林区 : 今泉野球場（若林区今泉字鹿子穴）
太白区 : 西中田公園（太白区西中田7丁目）
泉区 : 将監公園野球場（将監10丁目 将監中学校北側）

3.【解体ごみ】解体業者さんへのお願いです

解体ごみは、ごみ仮置き場へ持ち込まないでください。周辺の環境悪化や家庭から出る震災ごみの処理が滞る原因になります。

当面、焼却工場や埋立処分場への自己搬入もできません。事業所内で保管していただくか、その他の適切な方法での処理をお願いします。

資料 3-3-2 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類収集再開（限定）

記者発表資料
平成23年3月27日
(担当)環境局廃棄物管理課管理係
(内線)735-3421
(直通)214-8226

1回に限り、缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類を収集します また、仙台市ペット斎場を一部再開します

1 1回のみ、缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類を収集します

収集車両の燃料が不足しているため、収集を中止していましたが、ご家庭での保管の負担軽減や家庭ごみへの混入防止のため、下記の期間に限定して収集を行います。

今後、燃料の需給状況等を勘案し、通常収集再開について検討を進めますので、市民の皆さまにはいましばらく家庭での保管にご協力をお願いします。

(1) 収集期間

平成23年3月29日（火）～4月4日（月）

※各地域1回のみ収集になりますので、ご注意ください。

(2) 出し方（ルールは従前と同じです）

通常の指定曜日に、集積所へ配置されている黄色の収集容器へ出してください。

※黄色の収集容器が配置されていることをご確認のうえ、出してください。

※容器が足りない場合は、レジ袋等に入れたまま、黄色の収集容器の横に出してください。

※ペットボトルはつぶしてください。

※アルミ缶・スチール缶などと種類別に分けて入れる必要はありません。

※スプレー缶・カセットボンベは使い切ってから、屋外の風通しの良い所で穴を空けるなど、中身を完全に空にしてください。

【出せないもの】

- 化粧品・農薬・劇薬のびん
- 包丁などの鋭利なもの（厚手の紙などに包み、家庭ごみへ出してください）
- ボタン型電池・充電式電池
- 白熱電球・LED電球

2 仙台市ペット斎場を一部再開します

3月28日（月）から、複数頭火葬炉での火葬を再開いたします。直接、仙台市ペット斎場へお持ち込みください。

※当面、遺骨の引き渡し及び戸別収集のご要望にはお応えできません。

- (1) 所在地 泉区松森字阿比古7-1
- (2) 電話 022-373-7469
- (3) 手数料 1頭あたり1,800円
- (4) 開館時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後4時15分

資料 3-3-3 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類通常収集再開、紙類回収（1回限定）

記者発表資料
平成23年4月2日
(担当)環境局廃棄物管理課管理係
(内線)735-3421
(直通)214-8226
(担当)環境局リサイクル推進課資源化推進係
(内線)735-3471
(直通)214-8229

缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類の通常収集を再開します また、紙類を1回に限り収集します

1 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類を収集します

3月29日(火)から4月4日(月)まで、各地域1回に限定し収集を再開していますが、燃料確保の目処が立ったことから、4月5日(火)から毎週1回の通常収集を再開します。ただし、燃料の需給状況等が悪化した場合、収集を中止する場合があります。

■出し方（ルールは従前と同じです）

通常の指定曜日に、集積所へ配置されている黄色の回収容器へ出してください。
※容器が足りない場合は、レジ袋等に入れたまま、黄色の回収容器の横に出してください。
※ペットボトルはつぶしてください。
※アルミ缶・スチール缶などと種類別に分けて入れる必要はありません。
※スプレー缶・カセットボンベは使い切ってから、屋外の風通しの良い所で穴を空けるなど、中身を完全に空にしてください。

【出せないもの】

- 汚れているもの・割れているもの
- 化粧品・農薬・劇薬の空きびん
- 包丁などの鋭利なもの・ガラス製品・せともの（厚手の紙などに包み、家庭ごみへ出してください）
- ボタン型電池・充電式電池
- 白熱電球・LED電球

2 紙類を1回に限り収集します

収集車両の燃料が不足しているため、収集を中止していましたが、ご家庭での保管の負担軽減や家庭ごみへの混入防止のため、下記の期間に限って収集を行います。今後、燃料の需給状況等を勘案し、通常の収集再開について検討を進めます。

(1) 収集期間

平成23年4月4日(月)～4月15日(金)
※各地域1回のみ通常の指定日の収集になりますので、ご注意ください。

2) 分け方と出し方（ルールは従前と同じです）

【分け方（紙類の日に出すもの）】

- 新聞（折込チラシ含む）
- 段ボール（粘着テープ・カーボン紙は取り除き、たたむ）
- 紙パック（軽く洗って、開いて、乾かす）
- 雑誌
- 雑がみ

【出し方】

- 種類ごとに分別し、ひもで十文字にしっかりしばって出してください。
- 雑がみは、紙袋に入れるか、チラシなどの大きめの紙に包み、ひもで十文字にしばってください。
- ※粘着テープは使用しないでください。
- ※ビニール袋や箱には入れないでください。
- ※雨の日もそのまま出してください。

プラスチック製容器包装の収集は行っておりません。もしばらく、ご家庭で保管くださるようお願いいたします。

現在、震災にともなう大量のごみが出され、また、今なお修復中の焼却工場もあることから、焼却工場の受け入れ容量が逼迫しています。市民の皆さまには、引き続き、1回の収集日に出すごみの減量にご協力をお願いします。

資料 3-3-4 生活支援情報第3号（抜粋）平成23年4月8日

缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類を収集しています	
<p>○4月5日（火）から、毎週1回の通常回収を再開しています。</p> <p>○いままでどおりの指定の曜日に、黄色の回収容器へ出してください。</p> <p>※ペットボトルはつぶしてください。</p> <p>※アルミ缶・スチール缶を分ける必要はありません。</p> <p>※スプレー缶・カセットボンベは使い切ってから、屋外の風通しのよい場所で穴を開けるなど、中身を完全に空にしてから出してください。</p>	<p>■問い合わせ 環境局 廃棄物管理課 214-8226</p>
紙類の通常収集も再開しています	
<p>○4月6日から月2回の通常収集を再開しています。</p> <p>○【新聞（折込チラシ含む）】【段ボール】【紙パック】【雑誌】【雑がみ】の種類ごとに分別し、ひもで十文字に縛って、指定日の朝8時30分までに出してください。雑がみは、紙袋に入れるか、チラシなどの大きめの紙に包み、ひもで縛ってください。</p>	<p>■問い合わせ 環境局 リサイクル推進課 214-8229</p>

エ 粗大ごみ、臨時ごみの戸別収集運搬

松森工場の復旧に伴い、すべての清掃工場が復旧したことから、5月2日から粗大ごみの戸別収集及び許可業者による臨時ごみの戸別収集の受付を再開した。ただし、環境事業所による臨時ごみ戸別収集については、環境事業所が津波浸水地区や高齢者世帯等の戸別収集を優先して対応したため、平成24年1月からの再開となった。

資料 3-3-5 粗大ごみ・臨時ごみ戸別収集受付

記者発表資料
 平成23年4月28日
 (担当)環境局廃棄物管理課
 (内線)735-3424
 (直通)214-8227

粗大ごみ・臨時ごみの戸別収集の受け付けを再開します

松森工場の復旧に伴い、ごみ処理能力が回復したことから、5月2日(月)から粗大ごみ・臨時ごみの戸別収集の受け付けを再開します。

1 粗大ごみの申し込み受け付け
 申し込みや出し方のルールは従前どおりです。
 ●申し込み先 粗大ごみ受付センター 電話716-5301
 ●受付時間 午前9時～午後5時(月～金曜日。祝日も受け付けます)

2 臨時ごみの申し込み受け付け
 ●申し込み先 お住まいの地区ごとに、下記の許可業者へお申し込みください
 ※環境事業所への申し込みはできません
 ●受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日はお休みです)

	担当区域		許可業者名	電話番号
1	青葉区(宮城総合支所管内を 除く)	おおむね南町通・新寺通 より北側の地域	(協) 仙台清掃公社	236-6543
2	宮城野区 若林区	おおむね南町通・新寺通 より南側の地域	(株) 公害処理センター	289-6111
3	太白区(秋保総合支所管内を 除く)			
4	泉区		泉清掃協業組合	376-4753
5	宮城・秋保総合支所管内		(株) 宮城衛生環境公社	393-2216

★ 生活ごみは、通常の収集・処理体制が整いましたので、5月2日(月)から、家庭ごみ・プラスチック製容器包装は有料の指定袋を使って出してください。
 ★ ペット畜場の通常営業を再開します。5月2日(月)から、20kgを超えるペットの引き受けも可能になります。
 ※ 一頭火葬炉：ペットの遺骨引き渡しをご希望の場合の火葬炉です。
 ※ 個別の火葬は予約が必要ですので、ペット畜場にお問い合わせください。
 ※ 概ね20kg以下のペットを火葬する一頭焼却炉は既に再開しています。

オ 事業ごみの収集運搬

清掃工場等の処理能力の低下にとともに、家庭ごみや避難所ごみの処理を優先することとしたため、病院・福祉施設からのおむつ類や大手スーパー等から多量に排出される生鮮食品類等、衛生上大きな支障が生じたものに限定して行った。これ以外のものについては、許可業者に一時保管を依頼し、通常の収集運搬再開は平成23年7月頃となった。

(3) 課題と対応

ア 燃料不足

収集車等の燃料不足は深刻な状況にあったが、交通局のバス用燃料の転用や自衛隊からの調達、独自調達ルートの開拓や委託業者間での燃料の融通等を依頼し、確保に努めた。

また、委託業者社員の通勤用車両の燃料も確保できない状況が続いたため、各業者事務所

に宿泊等してもらおうといった対応を行い、収集運搬業務を継続した。

イ ごみの減量

市民に対し、震災により大量の家庭ごみが排出されたこと、また清掃工場が修復中であることから、ごみ処理が追いつかない状況を説明し、一度に出すごみの量を少なくするよう周知した。

資料 3-3-6 生活支援情報第1号（抜粋）平成23年4月1日

ごみ減量にご協力を	
<p>○震災により、松森工場（ごみの焼却工場）の一部が故障し、いまだに修復中です。仙台市としてのごみ焼却能力は大きく低下しています。さらに、震災の後片付けも含め大量に排出されたため、処分が追いつかない状況になっています。</p> <p>○「家庭ごみ」は通常どおり週2回収集していますが、腐らないものは一時的に保管するなど、ごみの量を減らすようお願いします。</p> <p>○紙類やプラスチック容器包装などの資源物については、収集体制を検討していますので、もしばらくご家庭での保管をお願いします。</p>	<p>■問い合わせ 環境局 廃棄物管理課 214-8226 リサイクル推進課 214-8229</p>

ウ ごみの焼却

各家庭から多量のごみが排出されている状況であったことから、自宅の庭先等での焼却行為が懸念された。そのため、ごみやがれきの焼却を絶対に行わないよう市民に周知した。

資料 3-3-7 ごみの焼却

記者発表資料
平成23年4月4日
(担当) 環境局環境対策課
(内線) 735-3340
(電話) 214-8220

ごみの焼却はやめましょう

自宅の庭先などで、ごみやがれきなどを焼却することは、絶対にやめましょう。火災やダイオキシン類等有害物質の発生などさまざまな悪影響があります。

現在、下記のとおり、生活ごみの収集や震災ごみの受け入れを行っていますが、焼却施設も震災の被害を受けたため、一日に焼却できる量が平常時より低下しています。

ごみを出すときはルールを守り、プラスチック製容器包装、ガラス、瀬戸物などは、ご家庭内での一時保管にご協力いただくなど、引き続き、出すごみの量を少なくしていただきますよう、皆さまのご協力をお願いします。

1 家庭ごみ

通常どおり週2回収集しています。指定の曜日に、決められた集積所へ出してください。なお、有料指定袋の流通が滞っているため、指定袋が不足している場合には、当面、レジ袋など透明又は半透明の袋を使用してください。

2 缶・びん・ペットボトル・乾電池類

週1回の収集を再開しました。指定の曜日に、集積所に配置されている黄色い収集容器へ出してください。なお、スプレー缶、カセットボンベは使い切って、屋外の風通しの良い所で穴を開けるなど、中身を完全に空にしてください。

3 紙類

4月4日(月)～4月15日(金)の期間に限り、各地域1回のみ収集を行います。出し方のルールはこれまでと同じです。通常の指定曜日に、種類ごとにひもで十文字にしぼって出してください。

4 震災ごみ・引越しごみ

震災で壊れた家具などを受け入れるため、各区に1カ所ずつ、仮置き場を開設しています。引越しに伴うごみも持ち込むことができます。

(1) 現在開設しているごみ仮置き場：

青葉区：西花苑公園野球場 (青葉区西花苑1丁目4番)
宮城野区：日の出町公園野球場 (宮城野区日の出町3丁目6番)
若林区：若林日辺グラウンド(ニッペリア)(若林区日辺字沖田東15)
太白区：西中田公園野球場 (太白区西中田7丁目1番)
泉区：将監公園野球場 (泉区将監10丁目9番)

(2) 受け入れ時間 午前9時から午後4時30分まで(土・日曜日も受け入れます)

(3) 震災ごみ搬入に当たっての注意

- ・危険物は絶対に持ち込まないでください。
例) 中身が入ったままのカセットボンベ、プロパンガス、ガソリン、灯油、シンナー類、火薬類、劇薬、毒物、農薬 など
- ・燃えるものと燃えないものに分けて出してください。
- ・事業ごみなど、震災で被害を受けたごみ以外の持ち込みはできません。
- ・夜間など、受け入れ時間以外には持ち込まないでください。
- ・引越しごみは受け入れられますが、家庭ごみは通常の集積所収集をご利用ください。
- ・現場担当者のご案内しますので、ルールを守ってください。

(4) 将来に向けた課題等

今回の震災では、震災対応業務全般において、燃料不足が大きな問題となり、ごみ収集運搬業務についても大きな影響を及ぼしたことから、業務に必要な燃料をいかに確保するかが今後の課題となった。

また、燃料が限られた中での対応となった場合、ごみ処理施設の復旧状況を踏まえ、衛生的な環境確保する観点から、生活ごみ及びし尿(避難所ごみを含む。)を最優先に収集するなど、ごみ収集運搬再開の優先順位付けを予め決めておく必要がある。

3. 清掃工場・埋立処分場への自己搬入再開

(1) 概要

発災後の清掃工場・埋立処分場におけるごみ処理は、避難所から発生したごみや定日収集の生活ごみを優先し対応したが、平成23年4月24日に市内3か所にある清掃工場の全炉が稼働し、粗大ごみ等の受付も再開するなど、通常のごみ処理体制に復したことから、同年5月9日から事業系一般廃棄物を含む自己搬入ごみの受付を再開した。また、清掃工場・埋立処分場での自己搬入の受付再開に合わせて、翌日の5月10日に市民自己搬入用の震災ごみ仮置き場を閉鎖した。

(2) 実施方法

ごみ処理手数料は、搬入時にり災（届出）証明書（以下「証明書」という。）等を提示し、震災ごみ（事業系一般廃棄物を除く。）を搬入した市民に対して、平成23年9月30日まで、震災ごみとして減免した。

(3) 実績

区 分	自己搬入量
3 清掃工場	4,697 トン
石積埋立処分場	6,626 トン
合 計	11,323 トン

(4) 課題と対応

被災者支援のため、証明書提示による高速道路利用料無料化について、平成23年6月20日から開始することとなったため、区役所は、多くの証明書を発行した。

市民は、その証明書を用いて、震災で発生したものとは思われない粗大ごみ等も搬入することもあり、特に、減免期間終了間際には、搬入車両による渋滞も発生した。これに対して、本市は、搬入車両の誘導のために誘導業務を委託するとともに、他の工場などから応援者を派遣することにより、対応した。

また、高齢等により自己搬入できないため、証明書に記載された市民から委任を受けたと称する者が搬入したり、証明書に記載された本人をトラックに同乗させ、解体業者と思われる者が産業廃棄物と疑われるがれき類を持ち込むなど、この制度に便乗して減免搬入しようとする者も散見されたため、産業廃棄物は搬入できないことをホームページに掲載するなどの措置を講じたものの、不適正な搬入を全て阻止したとは言い難い。

さらに、不適正な搬入と判断し受入れを拒否した場合には、苦情を申し立てる者も多く、その対応に苦慮した。

(5) 将来に向けた課題等

被災した市民への生活再建の一助として行った減免措置であったが、渋滞の発生や、容易に入手できた証明書の提示により減免したことで、産業廃棄物と疑われるものが搬入されたことから同様の災害が発生した場合の対応を考える際は、予め検討する必要がある。

第4節 し尿処理の再開

1. し尿処理施設の復旧

(1) 実施状況

し尿処理を行っている南蒲生環境センターは、3月18日に被害状況を確認後、埋設されたコンクリート製のし尿受入槽は、使用可能であることを確認した。し尿夾雑物を除去処理することができれば、建設局所管の下水道終末処理場である南蒲生浄化センターにて分離液を処理することが可能となったため、し尿受入槽内に溜まっていた海水と土砂の吸引等必要な措置を講じ、応急復旧後、広瀬川浄化センターに設置したドラムスクリーンを3月28日に移設し、簡易処理を開始した。5月15日には、前処理と脱水を行う仮設処理施設を同センター内に設置し、し尿の処理を開始するとともに復旧工事を進め、11月に同センターを本復旧させた。



写真3-4-1 復旧作業の状況（東面ALC取付作業）



写真3-4-2 復旧作業の状況（がれき撤去）



写真3-4-3 復旧作業の状況（ホッパ室）



写真3-4-4 復旧作業の状況（焼却炉室）



写真3-4-5 復旧作業の状況（中央制御室）



写真3-4-6 敷地盛土の復旧



写真 3-4-7 囲障施設の復旧



写真 3-4-8 排水構造物の復旧



写真 3-4-9 建物の復旧

(2) 課題と対応

し尿処理において生じる分離液を処理する南蒲生浄化センターとの連携が不可欠であったが、日頃から南蒲生浄化センターの職員と情報共有を行っていたことから、南蒲生浄化センターの復旧状況を迅速に把握することができた。そのため、南蒲生環境センターの復旧計画を迅速に作成することができた。

また、早期仮復旧が求められたが、復旧作業は、施設を把握している施工プラント業者等が当たったため、迅速に進めることができた。

2. し尿収集運搬の再開

(1) 概要

し尿の定日収集は、平成23年3月15日から、後方輸送はその前日の14日からそれぞれ再開した。

なお、津波浸水地区については、住民が避難所等に避難していたため、定日収集を行わなかった。

(2) 実施方法

ア し尿収集運搬

発災が金曜日の午後であり、土・日曜日は通常時でも作業がないので、対象世帯・事業所への影響はなかったが、14日月曜日以降の通常作業については委託業者への指示が必要であった。中間貯留槽3か所については使用が可能であることが判明したが、委託業者の被災状況が把握できなかつたため、14日の通常作業は中止し、環境局に参集させることとした。し尿収集運搬委託業者8社のうち、発災直後から連絡が取れた4社には直接参集の指示を行い、他の4社については、13日の深夜に各事業所の門扉等に参集を指示する文書を掲示した。14日、各委託業者から被災状況を聞き取ったが、(協)仙台清掃公社のバキュームカー3台が水没、使用不能となった以外には、ほとんど影響がなかったことから、翌日から通常通りの作業を再開することとした。

イ 後方輸送

南蒲生環境センターが被災し、再開の目処がつかない状態であったが、中間貯留槽は被害がなく、かつ休止していた三居沢貯留槽も稼働したことから、初期段階でのし尿の貯留は可能であると思料した。

その一方、通常分のし尿に加え、避難所の仮設トイレからのし尿が投入され続けることから、中・長期的には貯留状態を継続することは困難であると思われたため、少量でも後方輸送により処理する必要があった。

13日に建設局と調整し、建設局所管の下水道終末処理場である上谷刈浄化センターへのし尿の投入が許可されたため、同日、後方輸送委託業者3社の中で発災直後から連絡のついた2社のうち、1社には14日からの上谷刈浄化センターへの後方輸送を、他の1社には14日の打合せ時に、15日からの同センターへの後方輸送をそれぞれ指示した。

16日に上谷刈浄化センターの設備の不具合により投入が中止となった後は、24日から簡易処理を開始した建設局所管の広瀬川浄化センターへの後方輸送、28日からは南蒲生環境センターへの後方輸送業務を再開した。

(3) 実績

3月15日以降は、通常通りの作業を再開することができた。

(4) 課題と対応

通常時は、臨時作業や一時作業についてはファクスを用いて委託業者に指示をしていたが、今回の震災においては通信網が途絶し、ファクスによる指示は不可能であった。そのため、電気が復旧するまでは、毎日後方輸送業者を含む全業者を参集させた上、直接情報交換及び指示を行うことにより、業者との調整を図り、効率的な収集・後方輸送に努めた。

(5) 将来に向けた課題等

し尿収集運搬業務及び後方輸送業務を再開するに当たり、停電時における委託業者との連絡体制の確保、委託業者が業務遂行不能となった場合の措置、道路途絶などにより収集不能地域が発生した場合の措置、市内施設で貯留あるいは投入・処理不能となった場合の処置について検討する必要がある。

第5節 他都市への支援（生活ごみ等の受入れ）

1. 概要

東日本大震災により、石巻市及び亶理名取共立衛生処理組合（以下「亶理名取組合」という。）のごみ処理施設が甚大な被害を受けたため、家庭から出る可燃ごみの焼却処理について、当該団体から依頼があった。

本市はその依頼を受け、平成23年6月1日から今泉工場と松森工場で焼却処理を行った。

2. 実施方法

受入れに当たっては、搬出先の自治体の運搬効率に配慮し、石巻市分を松森工場、亶理名取組合分を今泉工場とした。

また、処理手数料は、平成21年度の一般廃棄物処理原価相当額から減価償却費等を除いた13,581円/tとして契約を締結した。その他、工場の焼却処理に支障が生じないように、一日当たり及び一週当たりの受入量を取り決めた。

当初の受入期間は、石巻市が平成23年6月1日～8月31日まで、亶理名取組合が平成23年6月1日～9月30日までとしていた（表3-5-1）が、亶理名取組合については、施設の復旧に時間を要したため、平成24年6月30日まで延長した。

表3-5-1 可燃ごみの受入計画（当初）

	石巻市	亶理名取共立衛生処理組合
受入期間	平成23年 6月1日～8月31日	平成23年 6月1日～9月30日
受入量	6,500t ※500t/週（100t/日）	3,500t ※250t/週（50t/日）
受入工場	松森工場	今泉工場
処理手数料	13,581円/t	

3. 実績

表3-5-2 可燃ごみの受入実績

	石巻市	亶理名取共立衛生処理組合
受入期間	平成23年 6月1日～8月31日	平成23年6月1日～ 平成24年6月30日
受入量	4,611t	13,027t
受入工場	松森工場	今泉工場

4. 課題と対応

震災により本市のごみ量も増加したが、予め受入工場や受入量を決めて調整したことにより、順調に継続して受け入れ、処理することができた。

なお、石巻市はやむを得ず一時仮置きしたものを搬入したため、運搬車両から臭気が漏れたことから、速やかに臭気漏出防止対策を講じた。

5. 将来に向けた課題等

災害が発生した場合、近隣のごみ処理施設の処理能力を考慮すると、本市が被災した場合であっても、被災した自治体のごみを受け入れ、支援することを予め想定する必要がある。今回の震災では、復旧に最も期間を要した松森工場においても4月17日には処理を迅速に再開できたことが、他自治体のごみの受け入れができた要因と考えられる。

今後も、日頃から施設を適切に維持管理するとともに、災害時に速やかな運転再開ができるよう備えていかなければならない。